

第四次静岡県ひとり親家庭自立促進計画に係る取組等

項目	計画の内容(主な取組)	1 令和4年度の取組				2 進捗評価区分			3 課題◆、今後の取組予定等◇	4 コロナ影響	5 物価影響	関係課
		実績	新型コロナウイルス感染拡大の影響	新型コロナウイルス感染拡大への対応	物価高騰による影響	物価高騰に対する対応	R2	R3				
施策1 就業支援												
(1)関係機関の連携による就業支援												
ア	・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、相談員による就業相談、就業情報提供、研修等の支援を行います。	・ひとり親サポートセンター(旧 母子家庭等就業・自立支援センター)事業 相談件数 11,825件(就業以外含む)(前年度比+197件) 就職者数(A) 91人(前年度比+9人) 求職登録者数(B) 298人(前年度比+61人) ○【指標】ひとり親サポートセンターによる就職率(A/B) 30.5%(前年度比-4.1%) 就業支援セミナー 3回 23人(前年度比-9人) ・母子・父子自立支援プログラム策定事業 策定件数 29件(前年度比+15件)	・相談者の求職活動に支障が生じた。	・オンライン相談にも対応できる体制を整備している。(R2～継続)	・求職登録者のうち、在職中で現職より条件の良い求人を探める方が増加。 ・相談者の求職活動に支障が生じた(現職を退職して求職活動をするリスク等の生活への影響)。	—	○ → ◎ → ○	◆求職登録者と企業との雇用のミスマッチへの対応 ◆求職登録しても、企業HPや求人情報サイトから直接応募する方が増えている。 ◇HPやSNSを活用してひとり親サポートセンター事業の周知を行い、利用の促進を図る。 ◇求職登録者だけでなく、企業側の求職者に求めるニーズについて、能力や勤務条件などの求人票だけでは把握できないレベル感をより具体的に把握し、求職登録者へ情報提供する。	○	○	こども家庭課	
イ	・ハローワークなど関係支援機関との連携	・母子家庭等就業・自立支援センター、しずおかジョブステーション、ハローワーク、マザーズハローワーク及び市町等が連携し、相談者の状況に合わせた情報提供ときめ細かな就業支援を行います。	・関係機関との情報共有 静岡県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会での事業周知 ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(県社協実施)住宅支援資金の貸付 全県76件(前年度比+54件) うち県所管39件(前年度比+29件) ・ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン、求職者支援制度の周知 ・ひとり親サポートセンターから相談者に対し、ハローワーク登録やしずおかジョブステーションの書類作成や面接指導などの支援の利用を勧めた。	・相談者の求職活動に支障が生じた。(再掲)	・オンライン相談にも対応できる体制を整備している。(再掲)	・求職登録者のうち、在職中で現職より条件の良い求人を探める方が増加。 ・相談者の求職活動に支障が生じた(現職を退職して求職活動をするリスク等の生活への影響)。(再掲)	—	○ → ○ → ○	◆ハローワーク等関係機関とのより効果的な連携方法の検討 ◇ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン、求職者支援制度との協働 ◇静岡県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会等を通じた静岡労働局やハローワークへの事業周知 ◇SNSを活用して関連事業の周知を行い、利用の促進を図る。	○	○	こども家庭課
	・ハローワークなど関係支援機関との連携	・県内3か所に設置したしずおかジョブステーションにおいて、就業相談、カウンセリングやセミナー等を実施するとともに、女性を積極的に採用する企業と求職者とのマッチングを支援します。	・しずおかジョブステーション県が設置するしずおかジョブステーションにおいて、就業相談、カウンセリングやセミナー等を実施し、ひとり親家庭の方を含めた求職者の就労を支援する。 しずおかジョブステーション利用者13,145人(前年度比-3,502人)	—	—	—	○ → ○ → ○	◇しずおかジョブステーションにおいて、就業相談、カウンセリングやセミナー等を実施し、ひとり親家庭の方を含めた求職者の就職を支援する。			労働雇用政策課	
(2)事業主の理解促進と求人開拓												
ア	・求職者と企業のマッチング促進	・経済団体の会合や、事業主、労務担当者等を対象としたセミナーの場において、母子家庭等就業・自立支援センターやひとり親雇用に関する国の助成制度について周知します。	・労働法セミナーにおける周知	—	—	—	○ → ○ → ○	◆事業主の理解促進を促す機会の増加 ◇商工会議所専務理事・事務局長会議や労働法セミナー等での周知			こども家庭課	
	・求職者と企業のマッチング促進	・母子家庭等就業・自立支援センターにキャリアコンサルティングの有資格者を求人開拓員として配置し、求職者の職業選択に係る相談や就業に向けた助言を行う等、きめ細かな就業支援を行います。	・ひとり親サポートセンター各支所にキャリアコンサルティングの有資格者または職業紹介責任者を配置 ・母子・父子自立支援プログラム策定事業 策定件数 29件(前年度比+15件)(再掲)	—	—	・求職登録者のうち、在職中で現職より条件の良い求人を探める方が増加。(再掲)	○ → ○ → ○	◇HPやSNSを活用してひとり親サポートセンターや自立支援プログラム事業の周知を行い、利用の促進を図る。(再掲)		○	こども家庭課	
	・求職者と企業のマッチング促進	・しずおか人材確保サポートデスクが求人開拓を行う際に、事業主にひとり親雇用に関する国の助成制度について周知し、積極的な雇用を促します。	・しずおか人材確保サポートデスクコーディネーター9人(前年同) 移住・就業支援金対象 支援企業数84社(前年度比+67社)	—	—	—	○ → ○ → ○	◇しずおか人材確保サポートデスクにおいて、移住・就業支援金対象企業の採用活動支援等を実施し、静岡県での移住・就労を希望するひとり親家庭の方を含めた求職者への就労の支援を行う。			労働雇用政策課	
イ	・事業主の理解促進	・母子家庭等就業・自立支援センターの求人開拓員による企業訪問等の機会に、事業主に対してひとり親の現状を説明し、ひとり親の雇用と雇用後のキャリア支援に対する理解を促します。	・ひとり親サポートセンター事業 企業訪問件数 433件(前年度比-76件) ○【指標】ひとり親サポートセンターが開拓した求人の件数 668件(前年度比-59件)	・企業側の希望で訪問件数は減少した。 ・業務のオンライン化が進み、営業所が減少。	・郵送等、対面以外の方法で事業主に依頼。(R3～継続)	—	● → ○ → ○	◆即戦力を希望する企業が多く、不採用となった理由として技能・経験・知識の不足が増加(より専門的な知識や経験を求めている) ◆求人情報をオンライン(自社HPや民間の求人情報サイト)で直接募集する企業の増加。 ◇企業訪問や電話、資料郵送等による求人開拓を実施していく。 ◇企業側の求職者に求めるニーズについて、能力や勤務条件などの求人票だけでは把握できないレベル感をより具体的に把握する。(再掲) ◇「静岡県次世代育成支援企業(このとりにカンパニー)」として認証された企業や厚労省「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業」表彰企業、「子育てサポート企業(くるみん認定企業)」(ハローワークの求人に表示)、静岡市の「多様な人材の活躍応援事業所」表彰、浜松市の「子育て応援企業紹介」など、子育てに理解のある職場環境づくりに積極的に取り組む企業へ、ひとり親家庭への事業主の理解とひとり親が希望する就労条件等に合った求人枠確保の協力を求めている。	○		こども家庭課	
	・事業主の理解促進	・企業における女性活躍の取組を推進するため、経営者や人事労務管理者等が女性の就業や登用促進に対する経営的メリットへの理解を深め、自ら実践できるよう、働きかけや啓発を行います。	・多様な働き方導入推進事業 多様な働き方の導入について学ぶ経営者向けセミナー 3回138人(前年度比-56人)	—	—	—	○ → ○ → ●	◇働き方の見直しや多様で柔軟な職場環境づくりに関する経営者向けセミナーを開催し、企業における多様な人材の取組推進を図るとともに、セミナー開催の広報先の拡大を図る。			労働雇用政策課	
ウ	・子育てしやすい職場環境づくりの促進	・子育てに優しい職場環境づくりに取り組む県内企業等を「子育てに優しい企業」として表彰し、その優れた取組を県内企業等に周知します。	子育てに優しい企業普及促進事業 ・表彰企業 10社(前年度比+1社)	—	—	—	○ → ○ → ○	◇企業表彰を受けた優れた取組を紹介するための事例集を作成し、県内企業をはじめ、全国の大学等イクボス講座等を通じて広く周知する。			こども未来課	
	・子育てしやすい職場環境づくりの促進	・企業において、部下やスタッフの仕事と家庭の両立を支援する『イクボス』の発掘、養成を行う。また、男性が家事や育児に関わることの重要性や共働きをしながら夫婦で家事育児を円滑に行えるよう一般向けにも講座を実施する。	イクボスリーダー養成事業 ・イクボス出前講座 15回 255名 ・男性の家事育児参画促進講座 2回 82名	—	・オンライン形式による講座を実施した。	—	● → ◎ → ◎	◇オンライン形式による講座の実施を積極的に実施し、企業等が受講しやすい環境を整備する。	○		こども未来課	
	・子育てしやすい職場環境づくりの促進	・女性等が働きやすい職場環境づくりを促進するため、企業にアドバイザーを派遣し、女性活躍促進法に係る一般事業主行動計画の作成支援や同計画に基づく取組等、企業内での実践的な取組を支援します。	・多様な働き方導入推進事業 アドバイザー派遣 42社(前年度比-40社)	—	—	—	◎ → ◎ → ○	◇職場環境づくりを支援するアドバイザーを派遣し、企業の実践的な取組を支援する。			労働雇用政策課	
	・子育てしやすい職場環境づくりの促進	・テレワークの導入を推進するためのセミナーを開催するなど、多様な働き方が選択できる制度の導入を支援します。	・テレワーク導入促進セミナー事業 製造業、建設業、医療・福祉業界について、業種別の導入事例セミナー 3回延べ92人 ・テレワーク推進人材養成事業 社内のテレワーク推進人材の養成講座 全3回 2コース 31名(重複除く)	—	—	—	○ → ○ → ○	◇業種別のテレワークセミナー及び企業におけるテレワーク導入の推進人材を養成する講座を開催し、多様な働き方が選択できる制度導入を支援する。			労働雇用政策課	

項目	計画の内容(主な取組)	1 令和4年度取組				2 進捗評価区分				3 課題◆、今後の取組予定等◇	4 コロナ影響	5 物価影響	関係課
		実績	新型コロナウイルス感染拡大の影響	新型コロナウイルス感染拡大への対応	物価高騰による影響	物価高騰に対する対応	R2	R3	R4				
(3) 安定した就業に結びつく資格取得・技能習得の支援													
ア	・就業に向けた資格取得の支援	・就業につながる資格取得の講座受講費の一部を支給するほか、養成機関に在学する期間の生活費相当額を支給します。	・自立支援教育訓練給付金 全県64件(前年度比-9件)うち町分2件(前年度比-1件) ・高等職業訓練促進給付金等 全県162件(前年度比+56件)うち町分17件(前年度比+9件) ・ひとり親サポートセンター資格取得・職業訓練についての相談件数447件(前年度比+2件)	-	-	-	-	○ → ○ → ○	○ → ○ → ○	◇SNSを活用して制度の周知を図る。 ◇令和5年度も高等職業訓練促進給付金の支給要件を緩和し、より多くのひとり親が好条件で就労できるよう、資格取得のための修業を促進する。 ◇町の福祉担当へ支援制度を周知し、町在住者への情報提供を促す。			こども家庭課
	・就業に向けた資格取得の支援	・高等職業訓練促進給付金を活用し資格取得を目指す方に、養成機関への入学準備金等の貸付けを行います。	・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(県社協実施) 入学準備金、就職準備金の貸付 全件9件(前年度比-20件)うち県所管5件(前年度比-15件)	-	-	-	-	● → ○ → ○	● → ○ → ○	◇HPやSNSを活用して貸付制度と母子・父子自立支援プログラムの周知を行い、利用の促進を図る。			こども家庭課
	・就業に向けた資格取得の支援	・より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げるため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座受講費の一部を支給します。	・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 県全体1件(前年度同)、うち町分0件(前年度同) ・より制度が利用しやすいよう、受講開始時に費用の一部を受給できる受講開始時給付金をメニューに追加した。 ・広報用チラシの作成、HPやSNSでの制度の周知	-	-	-	-	● → ● → ●	● → ● → ●	◆制度利用が少ないため、より一層の周知 ◇SNSの活用や関係部署との連携により、制度の周知を図る。 ◇受講開始時給付金の支給割合を増やし、受講開始時の負担軽減を図ると共に、通学制の場合、上限額を増額するよう制度変更し、制度の活用を促進する。			こども家庭課
イ	・就業に向けた技能習得の支援	・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ニーズを踏まえ、託児サービスを付加した講習会を開催し、就業に必要な知識・技能の習得やスキルアップを支援します。	・ひとり親サポートセンター事業 登録販売者講習(R2~)15人(前年度同)、パソコン研修(東部・西部2回開催)19人(前年度比+8人)	-	-	-	-	○ → ○ → ○	○ → ○ → ○	◇ひとり親のニーズを踏まえ、開催地域にも考慮して、事業を継続する。 R5年度は登録販売者講習を東部と西部の2会場に拡大して定員を増やし実施する。	○		こども家庭課
	・就業に向けた技能習得の支援	・ひとり親の就職を支援するため、技術専門学校※において職業訓練を実施します。職業訓練では、ひとり親が優先受講できるコースの設定や託児サービスを実施します。また、訓練手当等の制度について、ハローワーク等関係機関に情報提供します。 ※令和3年4月に工科短期大学校が開校	・離職者等再就職支援事業 ひとり親(母子家庭の母等)優先コース 3コース(前年度比±0コース) 定員53人(前年度比-7人) 応募者29人(前年度比-17人)※一般受講者含む 受講者27人(前年度比-15人)※一般受講者含む 託児サービス付きコース 85コース(前年度比-1コース) 託児利用者14人(前年度比-1人) 託児児童15人(前年度比±0人)	-	-	-	-	○ → ○ → ○	○ → ○ → ○	◇ひとり親(母子家庭の母等)が優先して受講できるコースを設定するとともに、その他のコースにおいても託児サービスを提供した訓練を実施する。 ◇雇用のセーフティネットとして、離職者訓練を着実に実施していく。			職業能力開発課

	R2	R3	R4	増減	R2割合(%)	R3割合(%)	R4割合(%)	R3-R4増減
◎	1	3	1	-2	5.9	17.6	5.9	-11.7
○	12	13	14	1	70.6	76.5	82.4	+5.9
●	4	1	2	1	23.5	5.9	11.8	+5.9
	17	17	17		100	100	100.1	

項目	計画の内容(主な取組)	1 令和4年度の取組				2 進捗評価区分				3 課題◆、今後の取組予定等◇	4 コロナ影響	5 物価影響	関係課		
		実績	新型コロナウイルス感染拡大の影響	新型コロナウイルス感染拡大への対応	物価高騰による影響	物価高騰に対する対応	R2	R3	R4						
施策2 経済的支援															
(1) 手当の支給・福祉資金の貸付															
ア	・ひとり親家庭の事情に即した支援	・所得や子どもの人数に応じて児童扶養手当を支給します。	・県内受給者数 20,287人(うち町分1,236人)(前年度比-944人、-71人)	・非正規雇用等のひとり親は、生活困窮が進んでいると推測される。	・児童扶養手当現況届の申請を郵送でも対応することとした。	・非正規雇用等のひとり親は、生活困窮が進んでいると推測される。(再掲)	・児童扶養手当受給者等に「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親分)」を支給した(全額国庫負担)。	○ → ○ → ○	○ → ○ → ○	◇国の物価高騰対策として、児童扶養手当受給者等に「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親分)」を支給(全額国庫負担)。 ◇消費者物価指数の実績値の上昇に伴う児童扶養手当の月額上限額の引上げ(2.5%程度)に対応する。	○	○	こども家庭課		
	・ひとり親家庭の事情に即した支援	・母子・父子自立支援員を中心に、母子父子寡婦福祉資金の貸付けについての相談に応じ、各家庭の事情に即した適切な制度の利用を勧めます。	・母子・父子自立支援員による生活保護の相談 8,264件(前年度比-136件) ・母子父子寡婦福祉資金貸付金 749件(前年度比-48件)	・貸付けや償還についての相談が依然として多い傾向。	・希望に応じて、母子父子寡婦福祉資金の償還期間を猶予した。(国通達あり)(R2~継続)	-	-	○ → ○ → ○	○ → ○ → ○	◇各家庭の事情に即した適切な貸付け及び相談を実施する。 ◇母子父子寡婦福祉資金貸付金において、「生活資金」の対象に家計急変者を新たに追加する。また、一部資金の限度額の上修正に対応する。	○		こども家庭課		
(2) 経済的負担の軽減															
ア	・小学校入学時の学用品購入費用の助成	・ひとり親家庭の子どもが小学校に入学する際、ランドセル等の学用品購入費の一部を、市町とともに助成します。また、未実施の市町に対して、実施を働きかけます。	・ひとり親家庭就学支援事業 8市5町183人(前年度比+2町、-51人)	-	-	-	-	○ → ○ → ○	○ → ○ → ○	◇地域による差が出ないよう、実施及び未実施の市町の実態を把握し、全市町での取組を促す。			こども家庭課		
イ	・高等学校の就学支援	・高等学校等における就学支援金による授業料の支援や奨学給付金の支給、私立高校が行う世帯収入に応じた授業料減免に対する助成等を行います。	授業料等の負担軽減を図るため、私立学校等へ助成 ・私立高等学校等就学支援金等助成 7,337,989千円(前年度比+261,327千円) ・私立高等学校等奨学給付金助成 442,283千円(前年度比+23,881千円) ・私立高等学校授業料減免事業費助成 1,660,763千円(前年度比+214,604千円)	・授業料の納付が困難となる家庭が生じた。	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、失業等に起因した家計急変(収入減少)により授業料の納付が困難となった場合に、当該保護者への授業料減免を行った私立学校に対して助成を行った。 私立高等学校等授業料減免(家計急変)補助金 932千円(前年比+745千円)	-	-	○ → ○ → ○	○ → ○ → ○	◇令和5年度から年収700万円以上820万円未満の世帯を対象に、全国私立高校の平均授業料を勘案した水準の半額となる198,000円まで減免を行うよう県の授業料減免制度を拡充する。(R4 年収700万円以上800万円未満を対象) ◇奨学給付金に係る非課税世帯への給付額を増額する。	○		私学振興課		
	・高等学校の就学支援	・高等学校等における就学支援金による授業料の支援や奨学給付金の支給、私立高校が行う世帯収入に応じた授業料減免に対する助成等を行います。	・高等学校における就学支援金による授業料の支援や奨学給付金の支給	新型コロナウイルス感染症の拡大により家計が急変する世帯への対応が令和3年度と同様必要となった。	奨学給付金については、家計が急変した世帯を昨年度同様支給対象とした。	-	-	○ → ○ → ○	○ → ○ → ○	◇奨学給付金に係る非課税世帯(第1子分)について、令和5年度は3千円増額(年額)する。			高校教育課		
ウ	・医療費の助成	・ひとり親家庭の親と子どもの医療費負担を、市町とともに軽減します。	・ひとり親家庭等医療費助成 144,114件(前年度比+1,170件)	-	-	-	-	○ → ○ → ○	○ → ○ → ○	◇負担軽減のための助成事業を実施する。			こども家庭課		
(3) 養育費確保の支援															
ア	・養育費や面会交流に関する普及啓発	・母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談、弁護士による無料相談等により、養育費確保や面会交流を支援します。	・ひとり親サポートセンター事業 ○【指標】養育費等に関する相談の利用者数 139人(前年度比-2人)【無料弁護士相談22回】 養育費・面会交流相談 1,221件(前年度比-61件)	・別居親の収入減少に伴い、養育費の減額申し入れがあるケースや支払い停止のケースにおける相談があった。	・通常、対面で行っていた無料弁護士相談を電話相談での対応も可とした	・別居親の収入減少に伴い、養育費の減額申し入れがあるケースや支払い停止のケースにおける相談があった。(再掲)	-	◎ → ◎ → ○	◎ → ◎ → ○	◇相談を必要とする人が本事業を利用できるよう、より広報を充実させていく。 ◇SNSを活用して定期的に周知する。	○	○	こども家庭課		
	・養育費や面会交流に関する普及啓発	・養育費は子どもの権利であることについての啓発を強化することにより、離婚の際の養育費についての取決めを促進し、養育費の取得率向上を図ります。	○【指標】養育費の取決めをした人の割合 65.8%【R3】(前年度比±0%) ・養育費確保に関する自治体の取組状況調査と実施内容の還元 戸籍関係窓口での離婚届を渡す際に養育費の取決めに関する資料を配付している自治体 27市町(前年度比+1市町) ・課ホームページにおける法務省作成の動画紹介 ・県HPに養育費は子どもの権利であることについて動画を掲載	-	-	-	-	○ → ○ → ○	○ → ○ → ○	◆離婚を考えている方に対するアプローチ方法の検討 ◇HPやSNSを活用し、養育費は子どもの権利であることについて周知する。			こども家庭課		
	・養育費や面会交流に関する普及啓発	・セミナー開催等により、離婚協議中の親が、子どもの福祉や利益を重視して離婚後の生活を考える機会を提供します。	・子どものための再出発支援事業(R2~) オンラインセミナー1回、講話の動画配信	-	・感染リスクがなく、参加への心理的ハードルが低いオンライン講座とした。	-	-	○ → ○ → ○	○ → ○ → ○	◆離婚を考えている方への効果的な周知方法の検討 ◇市町戸籍担当部署や家庭裁判所等の協力を得て周知する。 ◇離婚の際の養育費の取決めを促し、養育費の受給率向上を図る。 ◇SNSを活用して、配信している養育費に関する動画を周知する。	○		こども家庭課		
イ	・相談員の資質向上	・養育費相談支援センター等との協働により、母子・父子自立支援員等を対象とした養育費及び面会交流に関する研修会を開催し、支援担当者の資質向上を図るとともに、相互の連携を深めます。	・養育費等に関する研修会の開催 1回52人(前年度比+3人) ・ひとり親サポートセンター職員が養育費相談支援センター主催の研修会及び会議に出席 ・市町へ養育費相談支援センター主催の研修会への参加を案内	-	・養育費等に関する研修会の講話をリモートで聴講した。	-	-	○ → ○ → ○	○ → ○ → ○	◇市町のひとり親支援担当部署に加え、戸籍担当部署の職員も研修会の対象とし、養育費等に関する離婚前の情報提供や相談支援に連携して取り組むよう働きかけていく。 ◇市町、県健康福祉センター、ひとり親サポートセンターへ養育費相談支援センター主催の研修会への参加を案内する。	○		こども家庭課		

	R2	R3	R4	増減	R2割合(%)	R3割合(%)	R4割合(%)	R3-R4増減
◎	1	1	0	-1	11.1	11.1	0	-11.1
○	8	8	9	+1	88.9	88.9	100	+11.1
●	0	0	0	+0	0	0	0	+0.0
	9	9	9		100	100	100	

項目	計画の内容(主な取組)	1 令和4年度取組				2 進捗評価区分				3 課題◆、今後の取組予定等◇	4 コロナ影響	5 物価影響	関係課
		実績	新型コロナウイルス感染拡大の影響	新型コロナウイルス感染拡大への対応	物価高騰による影響	物価高騰に対する対応	R2	→	R3				
施策3 子育て・生活支援													
(1) 子育て支援													
ア	・仕事と子育てを両立できる保育サービスの充実	・自立のための就学や病気等の理由で、家事や育児の支援が必要なひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣します。	・ひとり親家庭への家庭生活支援員派遣 406回(市含む) (前年度比-95件) ・家庭生活支援員養成研修 1回 ・広報用チラシを作成し、町へ配布	-	-	-	-	● → ○ → ○	◆支援が必要な家庭の掘り起こしを図るため、制度の周知 ◇ファミリー・サポート・センター利用者も当支援制度を利用できることを市町へ周知する。 ◇SNSを活用して支援制度を周知し、利用促進を促す。			こども家庭課	
	・仕事と子育てを両立できる保育サービスの充実	・延長保育や病児保育等、多様な保育・子育て支援を行う保育所等を市町を通じて支援するほか、ひとり親の利用料を市町とともに軽減します。	・ひとり親子育てサポート事業補助対象8市(前年度同)	-	-	-	-	○ → ○ → ○	◆実施市町の増加 ◇未実施市町の状況を把握し、実施を働きかける。			こども家庭課	
	・仕事と子育てを両立できる保育サービスの充実	・子育てを手伝ってほしい人が子育てを手伝いたい人に、保育所の送迎等を依頼するファミリー・サポート・センター事業について、市町に運営費等を助成するとともに、センターでマッチングを行うアドバイザーの資質向上のための研修を行います。	・ファミリー・サポート・センター事業を実施した30市町に運営費等を助成 ・令和4年度のアドバイザーの資質向上のための研修は実施なし。令和5年度以降は、子育て未来マスター研修のフォローアップ研修と一体開催。	-	-	-	-	○ → ○ → ○	◇引き続き、ファミリー・サポート・センター運営費を助成し、アドバイザーの資質向上研修については子育て未来マスター研修のフォローアップ研修と一体開催とすることで、住民相互の協力により、仕事と子育てを両立できる保育サービスの充実を図っていく。			こども未来課	
イ	・放課後児童クラブにおける支援	・ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料を軽減する市町に助成し、未実施の市町に対して、実施を働きかけます。	・ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業費助成 14市5町1,904人(前年度比 ±0市町、-55人)	-	-	-	-	○ → ○ → ○	◆実施市町の増加 ◇未実施市町の状況を把握し、実施を働きかける。			こども家庭課	
	・放課後児童クラブにおける支援	・放課後児童クラブについて、市町に運営費等を助成するとともに、支援員の養成と資質向上のための研修を行います。また、「放課後子供教室」と連携し、地域で放課後の子どもを見守る体制づくりに取り組みます。	・放課後児童クラブを運営した35市町に運営費を助成 ・支援員養成の研修を開催し412人(前年度比-21人)が支援員に認定され、支援員等の資質向上研修に292人(前年度比+141人)が参加	-	-	-	-	○ → ○ → ○	◇放課後児童クラブの運営費助成や、支援員の養成研修及び資質向上研修を実施し、放課後児童クラブを運営する市町を支援していく。	○		こども未来課	
ウ	・リスクを抱えた母子に対する支援	・思いがけない妊娠に悩む女性の相談窓口を設置し、虐待の発生、問題の深刻化の予防を図ります。	・妊娠SOSサポート事業 電話・メールによる相談 182件(前年度比+71件) 産科受診等支援(R2~) 0件(前年度比-1件)	-	-	-	-	● → ● → ○	◆相談が必要な方へタイムリーに支援ができるよう取り組んでいく必要がある。 ◇妊娠に悩む女性が孤立することなく、支援につながるように、相談窓口の周知に努める。 ポスターや周知用カードの配架のほか、県保健所が学校の依頼を受けて実施している思春期講座の中で、引き続き周知する。また、生活困窮相談窓口や医療機関、薬局などとも連携して周知していく。			こども家庭課	
	・リスクを抱えた母子に対する支援	・市町における新生児訪問や乳幼児健診等を通じた家庭への支援の充実を図るため、市町母子保健担当者に対する研修を実施するとともに、支援機関のネットワークを構築します。	・市町母子保健担当者に対する研修7回(前年度比+1回) ・支援機関のネットワーク構築11回(前年度比+1回)	-	-	-	-	○ → ○ → ○	◇市町母子保健担当者等への研修会では、時勢にあった内容とし、担当者の質の向上に努める。 ◇支援に必要な関係者等の連携を強化し支援体制の構築を図るため、ネットワーク会議を継続して実施していく。	○		こども家庭課	
(2) 住宅確保の支援													
ア	・県営住宅への優先入居の促進	・ひとり親家庭が県営住宅に入居する際に、倍率優遇制度を実施します。また、入居者の収入に応じた家賃を決定する際は、寡婦(寡夫)控除を差し引いた収入で計算します。	倍率優遇 102件(前年度比-35件) 寡婦(寡夫)控除1834件(前年度比+112件)	-	-	-	-	○ → ○ → ○	◇ひとり親家庭が県営住宅に入居する際に、倍率優遇制度を実施する。また、入居者の収入に応じた家賃を決定する際は、ひとり親控除、寡婦控除を差し引いた収入で計算する。	○		公営住宅課	
	・民間賃貸住宅への円滑な入居の促進	・県、市町、不動産関係団体から構成される静岡県居住支援協議会の活動を通じて、ひとり親等住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図ります。	住宅セーフティネット事業 ・静岡県居住支援協議会への情報提供 ・居住支援法人数13法人(前年度比+4法人)	-	-	-	-	○ → ○ → ○	◆市町単位の居住支援協議会の設立 ◇市町単位の居住支援協議会の設立のため、伴走型支援として国と連携し、有識者や不動産事業者等との意見交換会を行い、合わせて住宅確保要配慮者居住支援法人の新規指定数の増加を図る。			住まいづくり課	
	・母子生活支援施設における支援	・DV(配偶者等からの暴力)を受けている等の理由で子育てが困難な母子を母子生活支援施設で保護し、自立を支援します。	・母子生活支援施設 県内3か所(前年同) 一時保護委託件数7件(前年度比+2件)	-	-	-	-	○ → ○ → ○	◇母子の保護及び自立を継続して支援する。			こども家庭課	

項目	計画の内容(主な取組)	1 令和4年度取組				2 進捗評価区分			3 課題◆、今後の取組予定等◇	4 コロナ影響	5 物価影響	関係課
		実績	新型コロナウイルス感染拡大の影響	新型コロナウイルス感染拡大への対応	物価高騰による影響	物価高騰に対する対応	R2	R3				
(3) 子どもの居場所づくりの取組促進												
ア	子どもの学習支援	・ひとり親家庭の子どもが気軽に相談できるホームフレンド(児童訪問援助員)※や学習ボランティアを派遣するほか、学習支援や食事の提供等を行う居場所づくりを支援します。	・ひとり親家庭へのホームフレンド等派遣45回(前年度比+7回) ・市町の居場所づくりへの補助1市1町(前年度比-1市町)	-	-	-	-	● → ● → ○	◆支援が必要な家庭の掘り起こしを図るため、制度の周知 ◇ファミリー・サポート・センター利用者も当支援制度を利用できることを市町へ周知する。(再掲) ◇SNSを活用し、支援制度を周知し、利用促進を促す。			こども家庭課
	子どもの学習支援	・様々な課題を抱える生活困窮世帯を対象に、課題に即した、子ども健全育成支援員による個別支援を実施するほか、生活習慣の改善、学習意欲の喚起、実学の習得を目的として、食育や社会体験を含めた、通所型や合宿型の学びの場を提供します。	「ふじのくに型学びの心育成支援事業」 ・通所型の学びの場の提供 参加者100人(前年度比-20人) ・合宿型の学びの場の提供 参加者39人(前年度比-1人)	-	-	-	-	● → ○ → ●	◆支援者が事業を利用したほうがよいと判断する子どもが事業に参加しておらず、事業に参加できない理由及び背景を分析し、きめ細かな支援を行う必要がある。 ◇ひきこもり等、子どもの個別の事情に応じたきめ細かな支援を行うなどの取組を強化する。通所型学習支援参加者は、全員高校等に進学していることから、学校には不登校であっても低学年から継続して参加できるよう支援する。 学習支援やケースワーカーの助言により、子どもや保護者が主体的に進路先を考えることができるよう支援する。 進学に係る他制度を所管する部署と連携し、必要な情報を共有するなど、ケースワーカーの知識向上を図る。 ◇中卒・高校中退者若しくはその可能性がある15歳から19歳までの生活困窮世帯等の高校生世代を対象として、合宿型のキャリア形成支援の場を提供し、就労体験などを通して実学を学ぶことや、大学見学等で進学意欲の喚起を行い、将来への目標を明確化させ、貧困の連鎖を断ち切ることを図る。	○		地域福祉課
	子どもの学習支援	・子どもが主体的に学習に取り組む習慣を身につけることができるよう、地域の教育力を活用して放課後等における学習支援を実施する「しずおか寺子屋」を推進します。	・「しずおか寺子屋」推進事業 14市町94箇所を実施(前年度比+1市町+26箇所) 学生支援員参画52人(前年度比+8人)	・学校運営等は正常に戻りつつあるが、第6波～第8波のコロナウイルス感染症の影響を受け、実施する市町が微増にとどまった。	・「学校の新しい生活様式」等の各種衛生管理マニュアルに従って感染に配慮しながら実施した。 ・感染拡大を受け、「しずおか寺子屋」の開催の取りやめや規模縮小をする市町があった。	-	-	◎ → ◎ → ◎	◆実施市町の拡大に向け、地域の実情に合わせた普及・導入支援 ◇令和5年度は16市町94箇所を実施予定	○		社会教育課
イ	地域の居場所づくりの支援	・地域住民や民間団体等による子ども食堂等の居場所づくりについて、実践者等を対象としたセミナーの開催、アドバイザー派遣、支援者と実施団体のマッチング促進等により、運営を支援します。 ・ふるさと納税制度を活用して寄附金を募集し、団体等に対して助成を行います。	○【指標】子どもの居場所の数522か所(前年度比+88か所) ○【指標】子どもの居場所づくりセミナー参加者数265人(前年度比+170人)、計3回開催(前年同) ・アドバイザー派遣 23回(前年度比+3回) ・サポーターマッチング 110件(前年度比+53件) ・居場所の新規立ち上げ支援 27か所(前年度比+10か所) ・居場所団体への助成 55件(前年度比+4件) ・クラウドファンディングを活用した寄附募集 3団体(前年度比-1団体) ・子ども食堂物価高騰対策支援金 交付件数 84件 ・子どもの居場所を通じた県産米配布 85か所(8,340袋/3kg)	・約半数の運営団体が、一時休止、規模や回数を縮小するなどの対応が必要となった。	・セミナーは、感染リスクがなく、参加への心理的ハードルが低いオンライン講座と会場型の併用で開催した。	・9月に行った実態調査では、約3割の運営団体が物価高騰の影響があると回答し、食材変更など、活動内容の変更を余儀なくされた。	・物価高騰の影響を受ける子ども食堂に支援金を交付した。 ・子どもの居場所の普及と、生活困窮等の子育て世帯を支援するため、子どもの居場所を通じて県産米を配布した。	○ → ○ → ◎	◇子どもの居場所の担い手に対する助言・相談や運営資金の支援等に取り組み、子どもの居場所の数の更なる拡大を図る。 ◇物価高騰の影響を受ける子ども食堂に対し、令和4年度に引き続き、開催実績に応じた支援金を交付する。 ◇セミナーにおいて、食材や資金の確保方法などを学ぶ担い手の育成のほか、ひきこもりや学校を長期欠席している子どもの居場所づくりを実践している方を講師とするなど、様々な運営ノウハウを提供し、多様な居場所づくりの立上げを支援していく。	○	○	こども家庭課

	R2	R3	R4	増減	R2割合(%)	R3割合(%)	R4割合(%)	R3-R4増減
◎	1	1	2	1	7.1	7.1	14.3	+7.2
○	9	11	11	0	64.3	78.6	78.6	+0.0
●	4	2	1	-1	28.6	14.3	7.1	-7.2
	14	14	14		100	100	100	

項目	計画の内容(主な取組)	1 令和4年度取組				2 進捗評価区分			3 課題◆、今後の取組予定等◇	4 コロナ影響	5 物価影響	関係課
		実績	新型コロナウイルス感染拡大の影響	新型コロナウイルス感染拡大への対応	物価高騰による影響	物価高騰に対する対応	R2 →	R3 →				
施策4 安心につながる支援												
(1) 相談・支援体制の充実と広報												
ア	・ライフステージに対応した相談・支援	・母子家庭等就業・自立支援センターの相談員、母子・父子自立支援員等により、親や子どものライフステージに対応した適切な情報提供及び助言を行います。また、地域においては、母子・父子福祉協力員、民生委員等が、支援を必要とする家庭の発見に努め、支援につなげます。	○【指標】ひとり親サポートセンターにおける相談件数 11,825件(前年度比+197件)(再掲) LINEや行政、他の相談機関からの紹介により利用者が増加した。 離婚前の方からの相談が増加した。 ○【指標】仕事や生活費についての相談相手がないと考えるひとり親の割合18.0%(前年度比-9.7%) ・母子・父子自立支援員 相談件数 8,346件(前年度比-151件) ・母子・父子福祉協力員 相談件数 1,934件(前年度比-243件) ・母子・父子自立支援員 養育費に関する研修会のオンライン受講(希望者) ・ひとり親あしんLINE 友だち登録者数 1,880人(前年度比+1,155件) 相談件数 192件(前年度比+56件)	-	・希望に応じて、母子父子寡婦福祉資金の償還期間を猶予した。(国通達あり)(R2~継続) ・夜間等にSNSによる相談ができる「ひとり親あしんLINE相談」を開始。(R2年8月~)	・生活困窮に関する相談の増加(食糧支援、生活費、家賃など)	・LINEによる相談受付日を週3日から週4日に拡充を行った。(R4.7月末~)	◎ → ◎ → ○	◆LINE相談の利用者の増加 ◇LINEによる情報発信を強化し、相談機能と併せてアピールすることで、登録者の増加を図る。 ◆母子・父子自立支援員、母子・父子福祉協力員の認知度向上 ◇母子・父子自立支援員及び母子・父子福祉協力員について、SNSを活用した周知を図る。 ◇母子・父子自立支援員及び母子・父子福祉協力員について、民生委員・児童委員に周知	○	○	こども家庭課
	・ライフステージに対応した相談・支援	・将来を見据えた生活設計の見直しについて、ファイナンシャルプランナー等の専門家による相談を実施します。	・ひとり親のライフプラン相談(R2~) 相談件数 32件(前年度比+10件) ・ライフプランニングに関する資料作成	-	・オンラインまたは電話相談で対応した。	・キャンセルで生じた枠を別に新たに相談日として追加した。	○ → ○ → ○	◆家計相談したい方への効果的な周知方法、生活支援につながる事業内容の検討 ◇市町村収納担当部署、保育担当部署への協力を得て周知する。	○	○	こども家庭課	
	・ライフステージに対応した相談・支援	・家庭や仕事など生活の中での様々な問題や悩みを抱える方に対し、本人自身がより良い解決策を見い出せるよう支援するため、専門の相談員による女性のための相談及び男性のための相談をそれぞれ実施します。	・あざれあ女性相談 電話相談 5,467件(前年度比+741件) 面接相談(DVその他暴力) 331件(前年度比-79件) インターネット相談 316件(前年度比+42件) ・あざれあ男性相談 電話相談 133件(前年度比+14件)	・コロナ禍による失業、経済的困難などの相談が寄せられた。 ・コロナ禍により、人につながる機会がなくなり、孤立を深めた方からの相談が増加した。	・家族の在宅時間の増加等により、電話がしにくい方でも相談しやすいよう、女性相談ではインターネット相談を行った。 ・女性相談の電話回線を増設し、相談体制を強化した(R3年6月~継続) ・静岡県女性応援メッセージ「笑顔になるまで寄り添いたい」を発売し、あざれあ女性相談をはじめ、各部局の相談・支援情報の一元的提供に取り組んだ(R3~継続)	-	◇悩みは1人で抱え込まず、早めの相談を促すよう周知する。 ◆相談員の資質向上 ◇相談員の資質向上を図るための研修会(ケース検討・講義・スーパービジョン等)を行う。 ◆女性相談のインターネット相談終了、電話回線増設終了により、対応できなくなった相談者への対応	◎ → ◎ → ◎	○		男女共同参画課	
	・ライフステージに対応した相談・支援	・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、関係者研修会の開催等により、市町における子育て世代包括支援センターの設置を促します。	・子育て世代包括支援センター 全市町で設置(43箇所)	-	-	-	○ → ○ → ○	◆多様なニーズに対応できるよう相談支援を担当する職員の実質の向上や子育て世代包括支援センターへ専門職を配置するなど相談体制の機能を強化する必要がある。 ◇子育て世代包括支援センターの機能強化に向けた従事者の育成や専門職配置に関する相談支援を行っていく。	○		こども家庭課	
	・ライフステージに対応した相談・支援	・「就学援助」・「高等学校等就学支援金」・「高校生等奨学給付金」・「高等教育の修学支援」等の制度について、リーフレットを作成、ホームページ掲載等により周知し、相談に応じた的確な情報提供を行います。	・助成制度の概要リーフレットを作成し、ホームページに掲載。学校を通じて保護者に周知した。 ・奨学給付金の申請手続き等について県ホームページへ掲載するとともに、保護者からの問合せに対応した。	・授業料の納付が困難となる家庭が生じた。	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、失業等の家計急変により授業料の納付が困難となった場合の助成制度について学校を通して周知した。	-	◇従来紙媒体にて配布していた助成制度の概要リーフレットを県ホームページに掲載することで、より効果的な制度周知を図る。 ◇奨学給付金の申請手続き等について県ホームページへ掲載し、保護者からの問合せに対応する。	○ → ○ → ○			私学振興課	
	・ライフステージに対応した相談・支援	・「就学援助」・「高等学校等就学支援金」・「高校生等奨学給付金」・「高等教育の修学支援」等の制度について、学校を介した家庭へのリーフレット配布やホームページ掲載等により周知し、相談に応じた的確な情報提供を行います。	・就学援助について、国からの通知を市町へ周知 ・就学援助事業は各市町が実施するため、ホームページで各市町教育委員会の連絡先を紹介	令和2年度から引き続き、要保護児童生徒援助費補助金の補助対象経費に、オンライン学習通信費を追加している。	令和2年度から引き続き、市町への通知の際に、補助対象経費の追加について留意を促した。	-	◇市町が実施する就学援助について必要な周知を行う。	○ → ○ → ○	○		義務教育課	
	・ライフステージに対応した相談・支援	・「就学援助」・「高等学校等就学支援金」・「高校生等奨学給付金」・「高等教育の修学支援」等の制度について、学校を介した家庭へのリーフレット配布やホームページ掲載等により周知し、相談に応じた的確な情報提供を行います。	・「就学援助」・「高等学校等就学支援金」・「高校生等奨学給付金」・「高等教育の修学支援」等の制度について、学校を介した家庭へのリーフレット配布やホームページ掲載等により周知し、相談に応じた的確な情報提供を実施	新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変する世帯への対応が昨年度同様必要となった。	奨学給付金等については、家計急変制度のリーフレット配布やホームページ掲載等により周知し、相談に応じた的確な情報提供を行った。	-	◇制度改正があった場合は、常に最新の情報をリーフレットの配布やホームページに掲載することで周知を図っていく。	○ → ○ → ○			高校教育課	
	・ライフステージに対応した相談・支援	・生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するよう、自立に向けた支援や、本人の状態に応じた継続的な相談支援を実施します。	「生活困窮者自立支援事業」 ・自立相談支援事業 住居確保給付金 35市町で実施(前年同) ・就労準備支援事業 27市町で実施(前年度比+1市町) ・一時生活支援事業 28市町で実施(前年度比+2市町) ・家計改善支援事業 33市町で実施(前年度同) ・学習支援事業 31市町で実施(前年度比+1市町)	コロナ禍のなかで、自立相談支援機関への相談件数について、令和2年度は急増したが、令和3年度以降、件数自体は令和2年度と比較すると落ち着いている。しかし、依然としてコロナ前の相談件数を上回っている。住居確保給付金の支給金額について、令和2年度は446,063千円に対し、令和3年度は214,726千円(前年度比49.7%)だった。	・令和2年度に構築した自立相談支援機関への相談受付フォームを活用し、支援機関へつなぐ取組みを行った。 ・令和2年度に構築したWEBによる一体的な相談体制(医療・法律・福祉の専門家)を活用し、複合的な課題を有する相談への対応を行った。 ・令和2年度に設置した相談支援員等を支えるヘルプデスクを活用し、支援員のバーンアウト対策を行った。	-	◆生活困窮者には、長期間未就労者、ニート、ひきこもり等の就労困難度の高い人の割合が年々大きくなっているため、様々な就労阻害要因を抱える支援対象者に対し、要因分析と課題に応じたきめ細かな支援が重要である。 コロナ禍による経済状況の悪化により、もともと生活状況に困難を抱えていた生活困窮者からの相談、住居確保給付金の申請や生活保護申請が増加していることから、相談支援体制を充実する必要がある。 ◇困難事例への対応に苦慮する支援員が相談し、助言いただける専門家相談会を創設するなど、支援員を支えるネットワークを構築していく。 ◇様々な課題を有する生活困窮者からの相談に応じるため、「多職種ネットワークづくり推進員」が、各地域の医療、司法、福祉の専門家や行政経験者らが参加する「多職種ネットワークづくり」を支援し、生活困窮者等からの相談を複数の専門家が一体的に応じる、「多職種による相談会」の実施を支援する。 ◇一般就労が困難な働きづらさを抱えている方々が顕在化したため、就労体験や業務の切り出しを実施する企業等を開拓し、マッチングや定着支援を強化する。	◎ → ◎ → ◎	○		地域福祉課	

項目	計画の内容(主な取組)	1 令和4年度取組				2 進捗評価区分				3 課題◆、今後の取組予定等◇	4 コロナ影響	5 物価影響	関係課
		実績	新型コロナウイルス感染拡大の影響	新型コロナウイルス感染拡大への対応	物価高騰による影響	物価高騰に対する対応	R2	R3	R4				
イ	・ひとり親家庭に対する支援制度の周知	・ひとり親家庭向けの支援制度をまとめた冊子を作成し、市町や関係機関を介して広く配布するほか、ホームページに掲載し、周知します。	・「明日のしあわせを願って」の発行と配布 7,000部 ・子ども家庭課ホームページ、ひとり親あしん LINE相談ホームページに掲載	-	-	-	-	○ → ○ → ○	◇SNSの活用等により一層の周知を図る。			子ども家庭課	
	・ひとり親家庭に対する支援制度の周知	・支援制度に関する資料のデータを市町と共有し、地域版の制度案内の作成を促します。	・支援制度をまとめた資料データの共有 ・支援制度をまとめたチラシの作成、配布	-	-	-	-	○ → ○ → ○	◇市町と資料データを共有し、支援制度利用者への周知を図っていく。			子ども家庭課	
	・ひとり親家庭に対する支援制度の周知	・各種相談に携わる支援者に、母子家庭等就業・自立支援センターのワンストップサービス機能やひとり親支援団体について広く周知します。	・相談機関へのひとり親サポートセンターの周知等	-	-	-	-	○ → ○ → ○	◇相談機関や保育施設等に対してひとり親支援機関の周知を図っていく。			子ども家庭課	
ウ	・市町との好事例の共有	・市町が実施するひとり親家庭の支援事業について、好事例の収集とフィードバックを行い、より効果的な事業の実施につなげます。	・養育費確保に関する自治体の取組状況調査と実施内容の還元(再掲) ・ひとり親家庭を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を市町へ還元	-	-	-	-	○ → ○ → ○	◇好事例の収集とフィードバックを行い、自治体間の取組の温度差を縮小する。 ◇ひとり親家庭を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を市町へ還元する。			子ども家庭課	
(2) 父子家庭の相談体制整備													
ア	・父子家庭の父が相談しやすい体制の整備	・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、父子家庭からの相談に休日にも対応できる相談窓口を設置します。	ひとり親サポートセンター(旧 母子家庭等就業・自立支援センター)事業 ・月1回の父子家庭相談窓口の設置(第3土曜)(R3~) 父子等の相談件数 175件(前年度比+9件) SNSでの相談窓口の周知	-	-	-	-	○ → ○ → ○	◆相談員の資質向上 ◇関係機関の協力を得て、父子家庭相談のスキルアップを図る。 ◇SNS等を活用して窓口の周知をする。			子ども家庭課	
	・父子家庭の父が相談しやすい体制の整備	・父子家庭も支援の対象であることを明確にするため、支援機関や関連事業の名称を再検討します。	・支援制度の案内に父子家庭も対象に含むことを明記	-	-	-	-	○ → ○ → ○	◇父子家庭も対象に含むことを明確にするため事業名や周知方法に配慮する。			子ども家庭課	
イ	・父子家庭の父が相談しやすい体制の整備	・男性のための相談を実施し、父子家庭における悩みを含め、男性独自の課題の解決を支援します。	・あざれあ男性相談 電話相談 133件(前年度比+14件)(再掲)	・コロナ禍により、人とつながる機会がなくなり、孤立を深めた方からの相談が増加した。	・研修会をオンライン・会場型の併用で開催した。	-	-	◎ → ○ → ○	◆相談員の資質向上 ◇相談員の資質向上を図るための研修会(ケース検討・講義・スーパービジョン等)を行う。(再掲)	○		男女共同参画課	
	・父子家庭に向けた情報発信	・父子家庭も追加対象となった支援制度等について情報を集約し、ホームページ等で周知します。	・SNSやホームページにおける支援制度についての広報 家庭生活支援員の派遣や養育費や面会交流に関するオンライン講座、ライフプランニング相談など父子の利用増	-	-	-	-	○ → ○ → ○	◆父子家庭に向けたより効果的な情報発信方法の検討 ◇SNSを活用して一層の周知を図る。			子ども家庭課	
(3) 個別の状況に応じた多様な支援													
ア	・ひとり親同士の相談機会の提供	・静岡県母子寡婦福祉連合会と連携し、ひとり親同士が交流し、日頃の悩みを打ち明けられる場を提供します。	・静岡県ひとり親福祉連合会(旧 静岡県母子寡婦福祉連合会)が交流会等を実施 ・静岡県ひとり親福祉連合会の公式LINEアカウントの作成、LINEでの情報発信	-	・交流の機会を県内での活動に制限して実施	-	・食料支援といったフードパントリー事業を定期的実施(4回)	● → ● → ○	◆静岡県ひとり親福祉連合会の会員増、よりよい活動内容の検討 ◇活動内容の充実や、母子会に加入していないひとり親の方も参加できる交流会等の実施を促す。	○	○	子ども家庭課	
イ	・DV被害者等の支援に向けた関係機関の連携	・女性のための相談及び男性のための相談並びに専門相談員による面接相談を実施します。	DV相談件数 ・あざれあ女性相談 電話・インターネット相談 528件(前年度比+5件) 面接相談 331件(前年度比-79件) ・あざれあ男性相談 電話相談6件(前年度比+4件)	・以前まではやり過ぎていた方も、在宅時間の増加等、環境が変化することでストレスが増え、耐えきれなくなった方が増えている。	・家族の在宅時間の増加等により、電話がしにくい方でも相談しやすいよう、女性相談ではインターネット相談を行った。(再掲) ・感染対策徹底のため、面接相談を換気等が可能な会場に変更した。	-	-	○ → ◎ → ○	◇悩みは1人で抱え込まず、早めの相談を促すよう周知する。(再掲) ◆相談員の資質向上 ◇相談員の資質向上を図るための研修会(ケース検討・講義・スーパービジョン等)を行う。(再掲)	○		男女共同参画課	
	・DV被害者等の支援に向けた関係機関の連携	・DV被害者等、困難な課題を抱えていたり、自己肯定感が低いひとり親が、自らの力を発揮して課題を解決し、自立への一歩を踏み出せるよう、配偶者暴力相談支援センター(女性相談センター)、母子生活支援施設、女性相談窓口及び母子家庭等就業・自立支援センター等、関係機関が連携して、精神的ケアや自立支援に取り組みます。	・女性相談センター等における相談実施	・行動制限や社会とのつながりの低下に伴う家庭内の閉塞感に起因する暴言、暴力の相談など、コロナ禍特有の相談が増えた。	・消毒、検温、マスクの着用等、必要最低限の感染予防対策をした上で対面相談を実施した。 ・関係機関研修会をオンラインで実施した。	-	-	○ → ○ → ○	◇関係機関が連携して精神的ケアや自立支援に取り組む。	○		子ども家庭課	

	R2	R3	R4	増減	R2割合(%)	R3割合(%)	R4割合(%)	R3-R4増減
◎	4	4	2	-2	23.5	23.5	11.8	-11.7
○	12	12	15	3	70.6	70.6	88.2	+17.6
●	1	1	0	-1	5.9	5.9	0	-5.9
	17	17	17		100	100	100	